

## 上智大学課程委員会規程

制定 平成 21 年 10 月 1 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日 平成 25 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 本学に課程委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

(1) 教職課程に関する事項

イ 教職課程に関する学科目編成に関する事項

ロ 教育実習に関する事項

ハ 教員免許状に関する事項

ニ 教職課程の運営に必要な事項

(2) 学芸員課程に関する事項

イ 学芸員課程に関する学科目編成の立案に関する事項

ロ 学芸員課程の修了の審査に関する事項

ハ 学芸員課程の運営に必要な事項

(3) 国家資格(一定の科目履修によって得られる国家資格ないし受験資格をいう)に関する事項

(4) その他学長の諮問事項

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 課程センター長

(2) 課程センターの職務を専らとする教員

(3) 教職に関する科目及び教科に関する科目を開講する学部の選出に基づいて学長が委嘱する委員

(4) 教職に関する科目及び教科に関する科目を担当する教員のうち、言語教育研究センターの選出に基づいて学長が委嘱する委員 若干名

(5) その他学長が委嘱する委員(学芸員課程担当教員を含む) 若干名

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長2名を置く。

2 委員長は、課程センター長とする。

3 副委員長は、委員会の意見を徴し、学長が任命する。

(任期)

第5条 第3条第1項及び第2項に定める委員の任期は、その職務の在任期間をもって任期とし、同条第3項及び第4項に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長が代行する。

3 委員会は、毎学期1回定例会議を開くものとする。ただし、必要なときは、臨時に会議を開くことができる。

4 委員会が学長に意見を述べるにあたっては、委員の過半数の出席及び出席委員の過半数の同意を必要とする。

5 課程センター職員は、委員長の要請があったときは、会議に出席し、意見を述べるることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、課程センターとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、本学院の定める手続きにより行う。

附 則

この規程は、2009年（平成21年）10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年（平成22年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正、施行する。